

第四十六回国会 法務委員会 會議録 第八号

昭和三十一年二月二十八日(金曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

委員長 濱野 清海君

理事 濱野 清海君

理事 小島 徹三君

理事 坂本 泰良君

大竹 太郎君

四宮 久吉君

千葉 三郎君

馬場 元治君

松井 政吉君

出席國務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君

出席府政委員

警視總監 大津 英男君

法務府政務次官 天壁 良吉君

検事(民事局長) 平賀 健太君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

法務事務官(人権擁護局長) 鈴木信次郎君

運輸事務官(自動車局長) 木村 陸男君

委員外の出席者

検事(大臣官房総務課) 住吉 君彦君

検事(刑事局長) 辻 辰三郎君

大蔵事務官(国税庁直税課) 吉田富士雄君

自治事務官(財政局公営企) 近藤 隆之君

業課長

判事(最高裁判所) 守田 直君

判事(最高裁判所) 宮崎 啓一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

判事(最高裁判所) 櫻井 芳一君

○志賀(義)委員 運輸省、自治省の方に伺いたいのではありませんが、この通達に基づいて実施状況はどうなっておりますか。この制度が廃止されたところがあるかどうか、そういう点について。

○近藤説明員 自治省でございますが、人権擁護局からのこの通達に基づきまして、十月二十九日に各都道府県あて同様の趣旨の通達を出しまして、所持品検査、服装検査等は人権に対する制約を伴う場合があると考えられるので、検査にあたってはその方法、程度が行き過ぎにならないよう慎重に配慮する旨の通達を出したような次第でございます。これに基づきまして各事業所では組合等といういろいろ相談をして、従来の方法について検討を加えておるといふことは聞いておりますが、廃止したところというところは聞いておりません。何かそれにかわる方法としていろいろ検討したけれども、かわる方法が見つからなくて、従来のやり方を非常に簡素化する等、人権の侵害にわたらないような方法で簡素に実施しておるといふふう聞いております。

○志賀(義)委員 いままでの方法は、この通達に基づいて人権侵害のおそれがある、かわる方法を考えているが、それがまだ労働組合その他と折り合いがつかない、あるいはよい方法が見つからない、こういうことでございますね。

○近藤説明員 全部について調査したわけではございませんが、たとえばこの問題を起しておきます神戸市等におきまして調べましたところ、従来の検査方法を非常に簡素化した方法でやっておるといふようなことでござい

ます。組合との関係で三十数回にわたります。いろいろな他の方法を考えなければならず、両者ともこれにかわる方法がいま直ちに考えられないというところで、従来の定期検査をやめて臨時検査等にするというふうな方法でやっておるといふことを聞いております。

○志賀(義)委員 とところが、二月十六日の新聞に、当の法務委員会を取り上げるきっかけになった神戸市交通局長藤原潔君の話では、こういうことがあつたのだと、われわれは身体検査をしていないのではなく、所持品検査をしていないわけ、人権侵害にならないようにとくに配慮して来たつもりだ。ところが、これを言っているのです。そうすると、若林栄子さんという娘さんが自殺したときも、人権侵害にわたるようなことをしなかつたと言っている。しかるに、いま読み上げられた法務省の通達によりまして、昭和三十八年八月二十七日、神戸市交通局長に対し、人権擁護上の問題点を指摘し、このような事態が再び発生しないよう十分な配慮と改善方を勧告しましたとあります。いまの藤原神戸市交通局長の新聞に出た意見によりまして、これは全然無視されておりますね。それでいいのですか。法務省の人権擁護局長、お答え願います。

○鈴木(信)政府委員 私どものほうに入りまして報告では、無視されているというのではございませんので、神戸市交通局長におきまして、適正な検査方法を定めるために現在労使間で交渉を重ねており、近く決定される見通しである、こういうふうな報告を受けております。

○志賀(義)委員 それは話が違ひます。いま言われたことは、前置きにこ

う書いてあるのです。「車掌の自殺事件があつた以来、労働側とも団体交渉を続け、交通局としても検討しているが、いまのところまだ結論は出ていない。」これが前置きになって、私がいま読み上げたように、「人権侵害にならないようにとくに配慮して来たつもりだ。」と言っているのです。なるほど通達があつたからその点について労働組合と交渉はしているが、これまでやったことは何ら人権侵害をやつたことではない、こういうふうな書いてある。

はつきり言つておる。そうするとあなた方が出され、労働基準局それから運輸省、自治省に出されて、そこから通達が出されている。これは全然無視されているといふことになりまして、それでいいのですかと伺ひたい。この通達を労働組合といふ交渉中というのを私は聞いていないのじゃないのです。人権上の問題については十分配慮して来たつもりだ、こう言っている。そうしますと、この若林栄子さんの自殺に迫りやられた事件まで人権上のこととは配慮して来たつもりだ、こういうふうな言っている。この検査は市の規則でもはつきり定められている、こういうふうな言っています。これでいいのですかと伺ひたい。

○鈴木(信)政府委員 ただいまの御質問は新聞の記事を基礎にしてお尋ねになつたようでございますが、その点誤長が申した以上私のほうではまだ詳しい報告を受けておりませんので、はたしてそういうことがあるかどうか、さらに事実を調査いたしました上でお答えしたいと思ひます。

○志賀(義)委員 これはもう去年の八月の事件です。その当時神戸市にある法務局の人権擁護課からはちゃんと回答があつたはずですが、もうそれから何カ月たつておりますか。追つて調査をいたしまして、じゃ困ります。そうすると全くいままでほつておかれたことになりませんか。

○鈴木(信)政府委員 なるほど御質問のように、昨年の八月二十七日に神戸市地方法務局長から神戸市の交通局長に勧告したわけでございますが、ただいまのお話は最近のことじゃありませんか。

○志賀(義)委員 二月十六日の新聞に、日本弁護士連合会の人権擁護委員会のはうから、明らかに憲法違反だといふふうな言われたことについて、もう一度読みますが、「われわれは身体検査をしていないのではなく、所持品検査をしていないわけ、人権侵害にならぬようにとくに配慮して来たつもりだ。」と言っている。これでいいのですかといふのです。

○鈴木(信)政府委員 という発言は二月十六日の新聞ですから、その二十日六日の新聞に記載されたような事実が前記としてあるかどうか、神戸の交通局長がそういうふうな発言されたかどうか、その事実を確かめた上で、さらにその真意を確かめた上で回答したい、こういうわけでは。

○志賀(義)委員 それではいいけないと言ひます。新聞にこういうふうに出ている。それが事実かどうかとおっしゃるのですが、しかし、この出た限りでは――またいま労働組合とは七つの場合をあげてそのやり方について交渉しているのです。何とかしてこれを

やりたい、続けてやりたいと考えている。しかもここにあるように、「配慮して来たつもりだ」といふのですから。去年の若林車掌の自殺したことも含めて人権上のことは全部考慮してき、こういうふうな考えているのです。この法務委員会が私が問題にしましたのは、かつおぶしを削るより少し大きい箱に赤いビーズを二つ、青いビーズを四つ入れて前に引張り出すと、一つその中から出てくるわけですから。前にもここで説明しましたように一度は赤玉で、赤玉が出ると入浴して検査を受ける。青玉が出たときには手を触れて、あるいは上着をとって探す。これから私に触れますが、まだ方々で事件が起つていっているのです。若手県でも起つていっている。大阪でも事件が起つた。私は将来の革命博物館のためにこのビーズ出しの箱を保存しておこうと思つていっているのです。こういうことが昭和三十八年の日本で行なわれておつたといふのですからね。これは私、神戸市交通当局に申し入れてその箱の譲り受けをいま交渉しているわけですから。そして将来の革命博物館に保存しようと思つていっている。それぐらいのもので、そのことも含めてどういふことを言つていっている。全然無視されているのです。こういうことが新聞に出たあげくに、別にも問題が起つていっているわけですから。あなたは調べてまた答弁をなさるとおっしゃつた。

そこで二つの問題を出したいと思ひます。交通関係企業――公営、民間とも含めて乗務員服務規程、就業規則、労働協約及びその実施状況、特に

身体検査、服装検査についての資料を人権擁護局ではお集めになりましたか。日本弁護士連合会人権擁護委員会は民間の組織であるにもかかわらず、努力をして全国でいろいろとこういう問題があるという具体的にあつているのであります。その日本弁護士連合会の調査及びそれから憲法違反という結論が出たその文書を至急日本弁護士連合会に連絡して入手されてこの法務委員会に配付されるときに、日弁連で調べられたような全国のいろいろの身体、服装検査についてのものを提出していただけますか。これが第一点。第二点は、あなたは調べると言われるが、私ももういふん神戸市交通局についてはお調べするが、こういうことを言っておるところを見ると、いまだに改換の情がないものと見える。あなた方がお調べになるだけではなく、国政調査の方法に基づいて当法務委員会で調べたい。調べることにして委員長は、それから適当の方法を講じていただきたい。

○濱野委員長 政府機関がそういう資料を出せるかどうか、政府機関からそのことについて答弁してもらって、法務委員会の問題はあとにしましょう。

○鈴木(信)政府委員 日本弁護士連合会の件につきましては、先ほど申しましたようにまだ決議文を入手しておりませんので、早急にこれを提出してしまいたいです。内容をよく検討したいと思っております。

それから、神戸で一向改善のあとがないじゃないか、あるいは現在に至っても何か非常に人をばかにしたような方法でやっておるといふ御発言でござ

います。そういう事実はまだ私どもの耳には入っておりませんので、ただいまの御発言に基づきましてさらに具体的にそういう事実があるかどうか調査した上で結論を出したい、かように考えております。

○志賀(義)委員 また問題が出てきました。あなたは日弁連の書類を慎重に調べた上でと言われましたが、調べてくると悪かったらここに出されないのか、入手したらそのまま忠実にここにお出しくださるのか、どちらなんですか。

○鈴木(信)政府委員 御要望がありますから、その自体はすぐ提出いたします。ただ、それに基づきまして私もどうするかということにつきましては、内容いかんによることでありますから、それに基づいて十分に研究した上で次の対策を立てたい、こういうことであります。

○志賀(義)委員 出すか出さぬかは調べてからとおっしゃるのですが、何かぐあいが悪いことも予想されるのですか。

○鈴木(信)政府委員 最初にお答えいたしましたように、日弁連の決議文自体は入手次第直ちに提出いたします。

○志賀(義)委員 もう一つ。日弁連でもせっかく調べておられるが、方々でこういうことが行なわれている。そして法務委員会で問題になったのでありますから、本来ならば人権擁護局でも直ちに—あなたが今度着任されてから法務委員会でお初にお目にかかるのですが、それならば仕事初めに全国のこういうバスの電車の服装、身体検査、それも日弁連の調べではこういう例が幾つかある。中には服の上か

らさわって調べるといふ御丁寧なことで書いてあるということとございまして、そういうこともひとつ、あなたのほうから運輸省及び自治省、労働基準局にもあつていふような勧告をお出しになったのですが、何らかの方法をもって資料をお集めになって、私どもに出していただけないでしょうか。そうしませんと、委員長は、そういうものが出たら、神戸市の交通局長を呼ぶかどうかきめる材料になるからと言っておられるのですから、その点まず前の、端から確かめていかないと、委員長の答弁がはっきりしませんから、そこをひとつ言っていたいだきたいと思います。

○鈴木(信)政府委員 御要望の趣旨に沿うように今後いたしたいと思っております。

○志賀(義)委員 そうしてくださるのですね。—神戸市交通局でいま団体交渉中であります。団交の過程で、市交通局側は七項目の提案を出しているようです。ここでは普通検査を廃して、臨時検査を強化しようとして、検査係員の人員を増す要求を出しておる。また、特別の場合は七項目以外のところも調べられるという案になっておるのであります。そしてその七項目の中にも、上着のポケットには係員が手を入れて調べることができるといふようなことがありますが、これはよろしいのでございませんか。

○鈴木(信)政府委員 ただいまの問題は、現在、神戸の交通局の労使間で交渉中の問題のようでございまして、交渉中に、そのことがいかに悪いかと言ふことは、私もその意見を言ふというものは、はたしていかげんなものか。

むしろ、その結果どういふふうになったかというところまでいったところでも、もしそれが人権侵犯になるといふことになれば、これは私どものほうで取り上げて検討したい。途中で、私どもがそこに口を入れるということとは、また別の意味で好ましくないことではないか、そのように考えます。

○志賀(義)委員 人権擁護というものは、何ですか、それを侵害する場合に、侵害するよりなことがまた新たに行なわれようとするときには、その点についてそういうことのないように、と、あらかじめ予防的な勧告などは、人権擁護局としてはいいので、何か事件が起つて初めてそれを、これは人権擁護上、人権侵害である、こういうことになるのでございませうか。人権擁護局は、その点どういふふうになさるのでしょうか。

○鈴木(信)政府委員 すでにこの問題につきましては、人権擁護局の意見は出しているわけでありまして、おそろくこれを尊重しながら、神戸で現在労働使間で交渉中だろうと思われるわけですから、その途中でさらに私どもが意見を出すという必要もない、また労働使間の交渉、これが公平に行なわれるという意味でもはたしていかげんものか。おそろくこの時点で意見を言ふということは差し控えたほうがいい、かように考えます。

○志賀(義)委員 法務省のほうは、警察のほうとともに、一番よく御存じだろうと思ひますがね。あやしげな喫茶店では、そこに出てくる婦人のポケットに手を入れさせてサービスをするというところもあるんですよ。大体係員が女の子のポケットに手を突っ込む、こ

れすらが問題なんですよ。そういうことをやろうとする。そうして特別の場合は七項目以外のことでいい、調査をする、こういうことになっておるんですかね。そうしますと、特別の場合という理由でどういふことでもやれる、ということになります。神戸市の交通局長は、あれほどの事件を引き起こしているながら、いまだに、人権上には特に配慮してきたつもりだと、しゃあしゃあと言っておるんですからね。そういう交通当局ですよ。あなたのほうではそれを見守つていられると聞かれるなら、運輸省及び自治省では、行政指導上、こういう問題についてどういふふうに見ておられますか、御答弁を願いたいと思います。

○木村(健)政府委員 運輸省の自動車局長でございまして。この事件につきましては、当時、服装検査の程度、方法が行き過ぎであるという人権擁護局の判定をわれわれ十分考へまして、それまでも行き過ぎのおそれのあるようなくとも二、三あったわけではございませう。あれを機会に、全国の交通関係業者に陸運局長を通じて厳重に注意を喚起いたしました。いやしくも身体検査につきましては、程度、方法において行き過ぎがないように厳重に注意を喚起しておるわけではございまして。本来、不正防止のために服装検査をすると思ひますか、身体検査をすると思ひますか、そういうことは服務規程に従い、あるいは労使の約束によつてやっておるわけではございまして、問題は、その方法、程度の行き過ぎがいけないのでありまして、昨年の六月のこの事件を契機といたしまして厳重に注意をいたし、その後、各企業体におきましても

それを受けまして、慎重に改善方等も現在考究しておるようでございます。いま先生のお話の労使交渉もその一つのあらわれであらう、かように考えております。

○志賀(義)委員 自治省の方。

○近藤説明員 自治省のほうも、先ほど申しましたように、運輸省と同様、人権擁護局の通知を受けて示達し、各企業体もそれに沿っている努力しておるという状況でございます。一々の問題につきましてそれを報告をとる、そういうことは現在やっております。

○志賀(義)委員 先ほど人権擁護局長の説明なさいましたところにこういうことがあります。「本人の明示の意思に反して検査すること、あるいは、犯罪の捜査に類するような方法によって調査すること等は、検査の限度を越えるものであって、人権擁護上許されないものと考へます。」こういうふうになつております。本人の明示の意思に反して検査すること、これは人権擁護上許されない、こういうふうに書いてございます。それに間違いございません。

○鈴木(信)政府委員 間違ひございません。

○志賀(義)委員 ではその後、そういうことについて、法務省、運輸省、自治省では、それに明らかに違反するようないことが新聞紙上に出て、それを調べられたような事件はございますか。これは簡単にあるかないかだけでもおっしゃっていただきたいと思ひます。

○鈴木(信)政府委員 一件ござい

○志賀(義)委員 どこですか。ついでにそれもおしやつてください。

○鈴木(信)政府委員 広島です。広島郊外バス株式会社という会社のバス車掌に関する問題でございます。

○志賀(義)委員 そうですか。それは私もかつて知らなかった。そうすると、ほかにまだありますね。運輸省、自治省のほうひとつ……。もうけものと言つちや語弊があるかもしれませんが、運輸省、自治省のほうで……。

○木村(睦)政府委員 その後嚴重に注意を勵行するように監督をいたしておりますが、いま私の聞いておる範囲では、その後特に問題になつた事実については聞き及んでおりません。

○近藤説明員 自治省のほうへの連絡がありまして事項は、現在のところ、私の承知しておる限りではございせん。

○志賀(義)委員 これは大阪市東区吉田にある大阪市交通局バス東区吉田営業所昨年十二月二十四日午後九時ごろに起こつたことですが、大阪ではこういうことが行なわれているのです。ペンキをつけた五十円を置いておいて、それでこちらから監視員が見ている。それを拾わせておいて検査をする。それで首を切られた人が一人大阪市交通局営業所にありますが、いま申しました事件はごく最近のことでありまして、山下志津子という娘さんです。これはどういふことをしたかという、自分の勤務に急ぐ途中ポケットから手袋を出そうとしたところが、名札とかぎが飛び出したのです。それをすぐ拾ひ集めて手に持つて走つたのです。そこを検査員に見つ

つたのです。検査員はちり紙に包んだ五百円をそこに置いておいたので、それでひっかけようと思つた。山下という娘さんがいまのようなことで疑われて引っぱられた。ここに一々そのときの問答も書いてありますが、「あなた、ちよつと待ちなさい。」といふきなり手をとって、それを引っぱつて、それが指導員という検査員であります。「あなた、ちよつと来なさい、なげ逃げるの。」こういうことで、放せ、放さないの問答であります。「あなた何か拾つたでしよう。とにかく一緒に来てください。」こういうことで三分ばかりもみ合い、検査室へ引っぱつていかれたわけですね。そこで「あなた、なげ逃げるの。呼びとめられたら、逃げたりしないで立ちどまるのが常識ですよ。来なさいと言つたら、なぜすなおに來ないの。何もなかつたら平気で來れるはずですよ。」こういうことです。本人の意思に反してこういう検査が行なわれるばかりか、ちり紙に五百円を包んでおいて、あるいは五十円の硬貨にペンキをつけてやつた——これは数年前の事件であります。こういう事件があります。あなたの方の出した勧告に対してこういう事実がある。これは大阪の新聞にも出ておりました。私も現にその新聞を見ました。あなたの方が勧告を出されたあと、こういう事態が起こつてゐる。これは運輸省も自治省も御存じないようだし、人権擁護局長も御存じないようですが、先ほどの勧告によりますと、これは明らかにとんでもないことであります。いかがでしようか。

○鈴木(信)政府委員 さつそく所轄の大阪法務局に命じて調査をいたさせたいと思ひますが、いまの監視員の名前は

はおわかりでしようか。

○志賀(義)委員 私は言いませんから、あなたのほうで調べてください。当然のことじゃないですか。これは事実あつたか、あなたのほうでは調査してお答えしますとおっしゃるのでし

ょう。かりにこういう事実があつたとして、これは人権上問題になるかどうか。前の稲川局長は、入浴させて、その間に衣類を調べるということは明らかにいけないことだと明言されました。あなたは、こういうことがかりにあつたとして、これは人権擁護上いふことが悪いことか、一般論として言つていただきたいと思ひます。

○鈴木(信)政府委員 仮定の問題にはお答えできませんが、さつそくそういう事実があつたかどうか取り調べまして、その上でお答えをしたいと思ひます。

○志賀(義)委員 吉田前首相のようなことを言ひ。あまりえらそうなことを言ふものではないですよ。あとで恥をかきますよ。前の稲川局長は、入浴させてやることは悪い。あなたが読み上げられたのも、本人の明示の意思に反して検査することは悪い、こういうふうに書いてある。人権擁護局長の勧告として、本人の明示の意思に反して検査すること、これはよろしいか悪いか、もう一度聞きます。

○鈴木(信)政府委員 それはよろしくないことはお答えするまでもないと思ひます。

○志賀(義)委員 では、ただいまのようないことが大阪市交通局東区吉田営業所に勤務する山下志津子という車掌に対して行なわれております。私も相当資料はここに持っておりますが、これ

についてあなたの方のほうでさつそく人権擁護局として調査して下さるかどううか。それで必要ならば、こういう勧告にもかかわらず、またこういう事実が行なわれていることをどういふふうに見ますか、そういう点についてまで考へて調査して下さるかどううか、その点を伺いたい。

○鈴木(信)政府委員 先ほどもお答えしましたとおり、さつそく調査をいたさせます。

○志賀(義)委員 先ほど日弁連のことを申しましたが、全国を日弁連で調べられたときには、必要に応じて身体に触れることがあつてもこれを拒むことができないとか、服の上から手でさわるなどという具体的なことまで書いたものであります。神戸市交通局の場合は、ただ所持品の検査をしただけで、こういうふうになつておりますが、ここに神戸市交通局から出している「昭和三十八年五月改訂、自動車職員運輸のしおり」といふものがあります。これの第十五条に「乗務員は、終業の際、係員から服装および携帯品その他の検査を受けなければ退出することができない。」と書いてあります。藤原神戸市交通局は、所持品検査をしただけで、人権上の配慮は十分にしたつもりだ、こう言つてゐる。これは交通局から出した乗合自動車職員服務規程の第十五条に出ているのであります。決して神戸市の交通局長が言うように、携帯品つまり所持品の検査だけでなく、「服装およびその他」となつてゐるのです。「その他」となつてゐる以上、何でもその他に含まれるでし

ょう。こういう規程ですね。こういう規程が実は人権擁護上の問題になつ

た。

○鈴木(信)政府委員 先ほどお答えしましたとおり、さつそく調査をいたさせます。

○志賀(義)委員 先ほど日弁連のことを申しましたが、全国を日弁連で調べられたときには、必要に応じて身体に触れることがあつてもこれを拒むことができないとか、服の上から手でさわるなどという具体的なことまで書いたものであります。神戸市交通局の場合は、ただ所持品の検査をしただけで、こういうふうになつておりますが、ここに神戸市交通局から出している「昭和三十八年五月改訂、自動車職員運輸のしおり」といふものがあります。これの第十五条に「乗務員は、終業の際、係員から服装および携帯品その他の検査を受けなければ退出することができない。」と書いてあります。藤原神戸市交通局は、所持品検査をしただけで、人権上の配慮は十分にしたつもりだ、こう言つてゐる。これは交通局から出した乗合自動車職員服務規程の第十五条に出ているのであります。決して神戸市の交通局長が言うように、携帯品つまり所持品の検査だけでなく、「服装およびその他」となつてゐるのです。「その他」となつてゐる以上、何でもその他に含まれるでし

交通局の規程でもってこんなことをやる。ここから間違いが起こるのです。

○鈴木(信)政府委員 研究いたします。た上でお答えいたしたいと思います。

事訴訟法でさえ嚴重に規定してある身体検査まがいのことですね。何といっ

て調べた。夜九時ごろですが、暗いところで調べた。そういう事件があった

に取り調べることにいたします。そういうことに關する各企業体の規程等、

また実行の状態も至急地方の法務局を通じて調べまして、それから一方各企業体も取り締まりに何もできないのだという事も常識的にどうかと思ひます。それらの限界が非常に大事な点だと思ひますから、こういうことにつきまして十分研究をし、その結果人権擁護局としてなすべきことを十分にすることによりいたすことを申し上げておきます。

○志賀(義)委員 あなたは常識的にと言われましたが、つまりこれを全廃することですね。ただし、大臣もよく御存じでございまして、現金を自分の責任において取り扱う者は、これは商店の会計係からいろいろ集金人等がございまして、こういう人たちは別に服装検査、身体検査、所持品検査、こういう規定はないのでございまして、なげバス、電車の車掌だけが現金取り扱ひの上においてこういう法律上不平等な取り扱ひを受けなければならぬかという事は、これはもうできないこととあります。しかも法律でもない、一営利事業のおおの規則によつてこういうことをきめるということ、これはもう大問題なんです。ですから、その点もあわせてよく大臣のほうから御研究の上指示なさつて、こういう不祥なことが起こらないようにやつていただきたいと思ひます。それだけ申し添えておきます。なおもうちょっとの時間だけ池袋警察暴行事件……

○濱野委員長 志賀君に申し上げます。ただいまのあなたの発言はわれわれも大きな関心を持っておりまして、神戸市の交通局の規則と人権擁護の関係をどう見るかの問題は、十分検討して次の機会に答弁させるようにいたします。

○志賀(義)委員 ちょっと問題だけを提起したい。というのは、おあさんの原田よ志子さんというところにいろいろ脅迫状がくるのです。おまえのむすこは大ばかだとか、そういうふうなこともあるから……

○濱野委員長 大臣がおいでになつたならば、法案質疑に入ることです。すから……

○志賀(義)委員 すぐ終わるから……

○濱野委員長 簡潔にやつてくださ

○志賀(義)委員 簡潔にやります。

池袋警察署で、中学二年生十四歳の原田博司君とその同級生が、パトロール中の池袋署の警察官丸山今朝利、西沢亨両巡査によつて暴行を受けたという事です。これは新聞にも出ておりましたが、この点について警察庁は調べになつたかどうか。

○大津政府委員 ただいま御質問がございまして池袋警察署におけるこの問題でございまして、まだ最終結論という事ではないのでございまして、大体調査しましたところは私どもが、大体調査を受けております。

○志賀(義)委員 そういう事実があるのか、それとも警官は何もやつていないとおっしゃるのか、少年がつくりごとを言つたとおっしゃるのか、そういう点だけ簡単に……

○大津政府委員 では申し上げます。時日はこの二月の十二日の午後七時四十分から八時十分までの間でございまして、池袋の警察署勤務の丸山巡査それから西沢巡査、この二名が池袋駅の地下道を警ら中におきまして、二

人の少年を発見いたしました。警察官の姿を見るとやにに逃げ出すというよりなことから不審を抱きまして、その少年につきまして職務質問を行なひ、東口の派出所に同行を求めまして、それからその派出所におきまして、大体八時十分まで、約三十分間でございまして、休憩室においていろいろ質問しましたが、その結果は別に不審の点がなかつたということで、その少年を帰した、こういうことでござい

○志賀(義)委員 東京都豊島区高松町二丁目自の安倍医院の医師の安倍厚作という人の診断書で、十日間の加療を必要とする、こういう診断書が出ております。しかもその調査が調べる場合に、極東組のチンピラだろ、こう

言つて、それから本人は切符を買つて友だちのところにかけた。それを逃げるものと認めた、こういうようなことになっておりますが、この診断書は虚偽の記載とおっしゃるのですか。

○大津政府委員 本人が翌日の午後四時ごろ医師のところへ参りまして、それで診断を受けたのでございまして、医師は別段治療を要するといふほどのものではないといふことでございまして、しいてどれくらいかかったらなおるのかといふことで、何かちよつと傷あとのようなものがあるといふことで

すが、あれが完全に見えなくなるといふようなことには十日間くらいかかるだろ、それではそれを書いてもらいたいといふことで、医師としては別段

治療を要するとは認めなかつたけれども、要求があつたので診断書を書いた、こういうふうに言つております。

○志賀(義)委員 しかし、診断書が出て、ここに十日間の加療を要するものと認むと書いてあります。あなたは加療は必要ないと言われる。そうすると、あなたのおっしゃることだと、医師があなたのは何でもないことのように報告したことになるんですが、そういうことは困ります。事実、善良な市民、しかも少年に警官がこう

いふことをやられると非常に困る。なお最終結論が出ていないといふことでありますが、もう少しその点をほつきりさしていただきたい。少年が極東組のチンピラだろと言われたというより、な虚偽を言うわけがない。しかも、これについて脅迫文までおあさんのところに來ている。こういうことになり

ますとどうやっておけませんか、この次にこの脅迫文その他のこともほつきりしてひとつ法務委員会でもやつていただきたいと思ひます。

○濱野委員長 法務行政等の調査は暫時中止することといたします。

○濱野委員長 これより刑事補償法の一部分を改正する法律案を議題といたします。

前会に引き続き質疑を行ないます。

○坂本委員 今回の刑事補償法の改正は、その内容の特徴として金額の増額

の点が主であるようにございまして、大臣のお願いを願ひまして御所見を、一、二お伺ひしたいのであります。

それは御存じのように刑事補償といふものは、憲法第四十条の人身の自由の保障が基本となりまして、冤罪者の救済のためにできたのであります。昭和二十四年に新憲法に基づきまして刑事補償法の大改正が行なわれておるわけでありまして、そこで、その際の刑事補償の本質について述べられておることは、速記録によりまして、刑事補償の本質について簡単に申し述べておきたい」といふことで、この問題は、刑事補償が国家賠償と本質を異にするかどうかという面から論じられていたものであります。本案においては、刑事補償はそれが損害の填補である点において国家賠償と本質を同じくするものといひました。ところが、これはやはりそのとおりだと思ひます。か、大臣の御所見をまず承つておきたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 刑事補償の性質についての御質問ですが、やはりこれは国家の補償でございまして、国家賠償の性質を持つておる。ただ一定の範囲内で金額が法定されるものでございまして、から、そういう意味において定型化しておるという特性を持つております。なお、これにつきましては、故意、過失を要件としない、こういう性質が同時に伴つておると存じております。

○坂本委員 本件刑事補償法と、それから国家賠償の故意または過失による場合の国家賠償、これは違つておる。両方請求できる、こういうふうにも考えられますが、昭和二十四年にこの法律が施行になりましたけれども、施行後そういうような実例があるかどうか、その点をまづ伺ひたい。

○竹内(壽)政府委員 もらえなかった
というのじゃなくて、もらえたのでござ
いますが、刑事補償法のほうから国

す。加えて支給すべきじゃないか、と

る責任が生じたら、それは別個に加算

は一つのことなんですから、故意、過失があつて、それによつて起こつた損害と、故意、過失があるのかにかか

によるところの国家賠償の場合は、

これは金額は結論的に加算されるということになりますけれども、別個のものであるから別個に払うべきである、こういうふうな考えられますけれども、この点いかがでございますか。

○賀屋国務大臣 刑事補償の場合は、故意、過失がなければ刑事補償をしないということになりますと、無罪判決あるいはそれと同じような決定を受けた人に対してたいへん気の毒と申しますが、結果から見たら不当に拘禁されたわけでございます、抑留されたわけでございますから、それに対して支払う。そういう場合には、逆に言うと、故意、過失があるかという、そうじゃない場合があるわけですから、そこで故意、過失がない場合にも補償しようというのを考えなければならぬ。裁判の場合には特別の原因があると思うので、それができたことは正当であり、非常によろしいことだと思つてあります。しかし、故意、過失が一方にあり、刑事補償がある場合に、国が補償するといふその対象になるのは不当なる抑留、拘禁なんです。それは二重に存在しないのです。だから、それに対する補償が必ず別にあわせてやらなければならぬ、こういうことにはならぬと私は思うのでございます。現行法もそれでできておると思つてあります。それに對しては、坂本委員のお考えは、お説としては違つた立場をおとりになっておりますが、私どもの解釈は、いまのように故意、過失以外の場合にも補償することを認めることは正しいんだ、やるべきことだといふことはよろしゅうございしますが、それと同じ原因の事実に対して二重にすることはまた適当でない。これは率直に申

しますれば、やはり国民の負担によつてできた財源であるわけですから、その点につきましては、やはりそういう考慮を払つていくほうがよろしいのじゃないか、こういう考え方でございます。

○坂本委員 その点は刑事補償という本質からいって、現行法は非常に不満ですけれども、時間がありませんから次に移りますが、今度の改正、ことに金額を増額したという点については、資料にもありますように、物価の高騰その他いろいろ社会条件の変更、そういう点を参考になされておるわけですが、そうしますと、昭和二十四年から本年まではもう十五、六年になるわけですね。そこでこの法律の施行期日と関係もあるのですが、すでに物価が上がつてしまつて、最高限に——これ以上上がるかもしれない。大臣と違つて私は経済上の知識はありませんが、上がつておる。上がったところで金額を上げて支給するということになれば、この四月一日前の関係者ですね、この十四、五年間の関係者、ことに近時五、六年ないし十年以内の物価の高騰等をこの表によつて見ますと、相当差があるように見えます、この施行について、経過規定何かを設けて五、六年前までさかのぼつて適用をする、こういうようなことが考えられるわけですが、そういう点についてのお考えはないかどうか。

○賀屋国務大臣 ただいまの御質問でございますが、金額でございますから、やはり経済事情の、そのときの状態に見合つていくということが大事でございまして、いまお話しのように、物価といふことは大きな参考にするべき

事実だと思つてございします。同時に物価ばかりではございせん。経済の進歩に伴ひまして、平均的に申せば、物価が上がつた以上に所得も増加しておる、それも見なければならぬ。そのほかこの人の健康——この場合は証人の出頭の手当でございますが、そういうことが参考にしてあるようにございしますが、いろいろのものを総合して判断をしてあつたものをきめたわけでございます。物価にスライドしていくという観念ではないのであります。こまかく申し上げれば、実はこの前に法律がきまりました約十四、五年前と比べて、物価は一般的にいへば今回の引き上げ率ほど上がつていないと思つております。所得がむしろ伸びておる。それを総合してみてもこのぐらいの程度の引き上げが妥当であるという観念に立つておられますので、必ずしも物価にスライド的にするといふ考え方はないものであります、これは他の給与につきましてもそういうような考え方がとられておると思つてございします。そこで一つの問題として、この法律の施行後の判決を目安としてやつたら、その前の判決の人は気の毒じゃないか、こういうお説が一口に申し上げてございします。これは私も相当に同感申し上げる面がないことはいないと思つてます。しかしながら、法律的に申しまして、常に物価にスライドしていくものではない、法律的のきまつた決定要素でもないわけでありまして、そういうことをすべて被告と申しますか、そういうふうで法律的にはつきり期待権があるわけでもないわけですが、それからまた実際の問題としまして、週及いたしますと、物価にしまして、

所得にしまして、前にいくにしたがつて大体は上がり方が少ない。そうすると、同じ率で週及しても、またそこでたいへんな都合のいい得な人と損な人もできるわけですが、それからいつで切れば妥当になるか、どこで切りましてその前後でそういう見地からしての相当な不公平といふものがあるわけでございます。そこで、大体給与といふものは週及しないといふことが原則になつておるのです。週及でやる場合には非常に例外で、いろいろなことでほとんど共通の方針だと思つてあります。それで、週及をしないといふ堅持の起ることをわれわれは決して否定するわけではございませんが、どうもそういうわけにはいかない。やはり法の施行のときに限るよりほかはない。むしろ問題は、施行のときに限りまして、拘禁されたときは古いときならば古いときの金額でいいじゃないかという議論も、正しいかどうか知らぬけれども起る余地もないこともないと思つてあります。しかし、それはあまり酷で、いまもうのだからいまいの貨幣価値といふものを主として考えていこう、これは二十五年度の、初めの立法もそうなつておるのでございしますから、そういう意味においては、古い拘禁されたものでもいまの計算でまいりますが、判決はどうも施行のときで切るほかしょうがないじゃないかという次第で、その考え方によりまして立案をいたした次第でございします。

○坂本委員 もちろん、自然法理念からいいますと、法の不週及の原則は理解せぬでもないですが、社会法的意味を持つところのこの刑事補償法の問題については、やはり直ちに法の不週及の原則を持つてくるわけにもまいらぬと思ひます、なお、この刑事補償の適用を受けるような場合は長期にわたる場合が非常に多いと思つてます。それでもう一つお伺いする前に事務局にお聞きしたいのですが、十五、六年間の法の適用で、ほんのわずかの拘留は長期にわたつて賠償された場合、ある事件、そういうものだと思いますが、その点についての何か表はここに出ていますか。

○竹内(壽)政府委員 先ほど御指摘申し上げました第十一表でございします補償の決定のあつたものについて五年から三十七年までの抑留、拘禁の補償と、それから同じ年次の懲役刑の執行による補償、この二つを表であらわしておるものであります、抑留、拘禁につきましては、ごらんのようにカッコの中に平均日数が出ております。昭和二十五年のところを見ますと、平均日数としては百・四日、二十九年には百二十五・五日、多いのは昭和三十六年の百九十三・七日、こういう日数のものを左の人員とかけました金額がここに出ておるのでございまして、一番右の欄には、四百円から二百円までの範囲内でございますが、それを平均いたしました——四百円のもありますし、二百円のもありますし、三百五十円のもあります、平均をいたしました補償金額をここで右のほうに示しております。これによつてごらんになるとわかりますが、昭和二十五年には二百二十八円というより、下のほうのところは平均がありま

す、三十五年、六年、七年となりまして、三百四十、三百四十九、三十七年には三百二十九、こういふふうの数字が上がつてきております。現実に支給した例から申しますと、四百円という最高額を支給したのが約半数くらい最近はあるように思われます。それは十二表のところをごらんいただきますとわかるのでございます。

○坂本委員 この表を見ますと、刑の執行による補償、これはたいへん有名な吉田がくつ王の補償とか、今度の松川事件、こういったものはまだきまつておらぬようですが、こういったような大事件についての表はこれには入っていないようにすね。このいわゆる吉田がくつ王のような事件が何件くらいあったか、その点……

○竹内(憲)政府委員 これは統計のとおり方が三十七年までで、三十八年はまだ資料が十分集まりませんでしたので出せなかったものであります。御承知のように昭和三十八年には吉田石松氏の再審無罪というので、これが七千八百八十九日の補償になっております。一日四百円という最高額で補償されておりますので、その合計は三百十五万五千六百円でございます。それからまた松川事件が全員無罪になっておりますので、これが全員で寄せますと、三万七千八百二十四日、一日が四百円というところでございますので、その総金額は千五百十二万九千六百円というのが補償額になっております。

○坂本委員 こういふ大事件は、いまも数件あるようですが、少ないと思いませんか。ことに松川事件なんかは被告も多いし、十数年かかっているわけですが、こういった長期にわたるものに對しては、これは憲法四十条等から考えまして、ほんとうに半生を拘禁されてきた、こういったような点から考へると、こういった点についても、もっと十分考慮しなければならぬのではないかと、どうも私も刑事補償法の本質からしまして、やはり人権の問題が十五年前の人権に対する一般国民の社会的な認識、それから大臣は所得と言われましたが、所得、物価の高騰、そういった点から考へると、もっと補償してやらなければならぬのではないかと、こういったことが痛切に考へられるわけでありまして。短かい期間の百日とか百五十日とかいふのは別ですが、こういった松川事件のようなものを考へますと、もちろん総額においては相当の額のようにではありますけれども、被告も多数だして、ことに半生をそこにいわゆる無罪の事件で拘禁されていた、こういった前提に立ちますと、もっと考慮をしなければならぬのではないかと、こういった点もうかがわれるわけでありまして。こういった問題について大臣としては何か考へられておられることがあるかどうか、その点を最後に承つておきたい。

○賀屋国務大臣 この憲法四十条によります刑事補償というものは、非常に基本的に重大な問題でございますから、したがって、補償の金額も司法行政の一つの処分として決定するということがよくないのではないかと。国会の御承認を得まして最高、最低を決定して厳正に施行するということは、この重大なる問題に對しまして正しい処置ではないか。国会でもさうにお考へになられまして法律がきまつておられるわけでございます。その法律の範囲内において裁判所が事態によつて決定する、これが一番正しい道でございまして、それ以外に出ないほうがあたりまえじやないか、かように考へられる次第でございまして。

ところで、松川事件におきまして、檢察当局等にあるいは刑事過失等の別損賠償をしなければならぬような要因があれば別でございしますが、そうでなければ、いま申し上げたような点で、法定の限度がございしますから、その範囲内において裁判所がきめられるというのが一番正しいことではないか。法定限度がだんだん時勢に合わないか。法定限度を出しまして、国会の御承認を経ていく、かようなことが適當ではないか。それで松川事件につきましては、いまお尋ねの趣旨にすぐ合ふことではないかもしませんが、檢察当局といたしましては最善を尽くしてその訴訟の維持にもつとめましたが、いわば判決がございしました以上は、その判決に従うことが当然であり、またその判決と違ふような主張をしたことにつきましては、過去にとりまして行動について反省すべき点は十分に反省する必要がある次第でございします。ただいま最高檢察庁におきましても主任者を定めまして、そういった点について十分に調査をいたしておるといふ次第でございします。

○坂本委員 松川事件については、真犯人の問題、それから檢察官あるいは当時の檢察正等々に対する損害賠償の問題等はまた別個に考へられる問題であらうかと思ひますが、本件の法律のあれとしてはこれで打ち切りしたいと思います。

これは大臣でなくもいいのですが、もう一つだけお聞きしたいのです。この刑事補償は相續と非常に関連が多いわけですが、この相續というふうな問題について紛糾のあつた実例等はあつたか。あつたならばその件数をお聞かせたい。

○竹内(憲)政府委員 詳細なことはわかりませんが、私どもの承知しております限りでは、相續争ひによつて補償金が問題になつたというのではないように承知いたしております。

○濱野委員長 この際おはかりたい。本案に對する質疑はこれにて終了いたしましたと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めました。よつて、本案の質疑を終局いたしました。

○濱野委員長 次に、法務行政に關する件、人權擁護に關する件及び裁判所の司法行政に關する件について調査を進めます。四宮久吉君。

○四宮委員 もう時間もたいへんおそいので簡潔に關係當局並びに大臣に承つておきたいと思ひます。

それは徳島の刑務所の移転の件です。御承知のように徳島の刑務所というのは全国でも珍しいように、駅の南側は徳島市では最も中心の目抜き場所、北側は刑務所でありまして。こういった場所は、私も弁護士をやつて方々刑務所を回つておりますが、おそらつかつてない場所でありまして。戦前からもう相当長い間、この移転問題は県並

びに市当局から運動をやつて、ぜひひとつあれを換地してもらいたい、それには市当局もこれに大いに協力するといつて盛んに運動が続けられておる。私もやはり郷里があらにありましてので、昭和三十三年のころに、ちやうど岸内閣の中村梅吉氏が法務大臣のとき、この問題をぜひ実現するようにと言つたら、閣議は決定されたかと言つたら、あの當時閣議決定したという語を承つておるのですが、ああいふ目抜き場所に移転すれば、その敷地を処分しても相当大きな額になつて、おそら法務省にも國家の財政にも迷惑がからぬ。聞くとところによると、もとの入田村という、やはり市内に入つてゐるのですけれども、この移転の候補地もいろいろ準備しておるというところを聞いておるのだが、いまだにその実現を見ないのです。昭和三十三年に閣議決定して今日までもう七年になるのですが、この問題に對してはどういういままでの経過であるか、一応承つて、あと質問を続けたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 東郷の移転問題につきましては、いまお話のありましたように、あの場所をあのままにしておきますことはたいへんにいろいろな意味で適當でない、もっと世間のためになるように利用すべきものではなかへ移転するべきものだとか前からも考へておりました。私は法務省に参ります前に、もそのお話を伺ひ、御相談を受けたというところでもございまして、同感をいたしておりました。それは法務省へ参りましてやはり同じ考へでございします。問題は結局かわり地が適當なところ

○賀屋国務大臣 いまの四官委員のお話、まことにごもっともなんです。営業当局では片づけたのです。ところが、いろいろこまかいことを申し上げますと、財源はどこでもあるのです。あるけれども、土地を得るのが先なんです。立てかえて地方団体が出さなければならぬ。ことしも新潟と徳島を入れるのに実は骨を折ったのです。實際骨を折ってうまくいったというより、なところなんぞございまして、立てかえてあるから財源はあるのですけれども、ほんとうに金を払うのは先なんです。起債の問題もあり、その他いろいろ問題があります。それから法務省としては、結局法務省の姿勢として、刑務所とか検察庁などの建物で主で、非常に数が多いのでございまして、老朽をしているものだから、小さい予算ですが、管轄費が一番よくかかるのです。そのような関係でなかなか骨が折れるのですが、全国的に刑務所の移転を希望しているのが非常に多いわけですね。だんだん繁華になりました、初めはそうでなかったのですけれども、場所が不適当なところばかりになるものですから、当局者としては早く片づけたいということで一生懸命にやっておる次第であります。お話しのように、見込みが立つかどうかかわからぬというのはほんとうにおかしいので、これからひとつ全力を尽くして早く仕上げるようにいたします。ちよっと事情を御説明いたしました。

○四官委員 法務省は非常に予算のとり方がへたで、どうもいつも失敗ばかりしているという話も、かねがね私は、まだ議員にならぬうちから始終聞いておるのです。ひとつ本腰を入れて

やっていた方がいいと思います。

○坂本委員 法務行政で、法務省関係でだいふありますけれども、時間がありませんから一つだけお聞きしておきたいと思ひます。

所有権移転登記事項を税務署に對して通知する業務、これを法務局、登記所がやっておるわけですが、それは一般に税通といわれておるのですが、これはいかなる根拠に基づいてやっておられるか。法務省の事務事項か、あるいは大蔵省の事務事項か、その点をまずお聞きしたいと思います。

○平賀政府委員 ただいま仰せの点は、昭和三十六年から、不動産の所有権移転登記をします場合に、その事項を法務局、登記所でございまして、登記所から税務署に通知いたします。国の行政機関相互にその所管事項につきまして通知をするというところは、国の行政機関相互の義務だろと思うのでございまして、そういう根拠に基づいて実施をいたしておるものでございます。

○坂本委員 しかし、国の行政機関相互の義務だとおっしゃるけれども、そこにはやはり各行政機関の事務の範囲等があると思ひます。ただ、国の行政機関の協力だといつてやれば、そこに働く公務員のいわゆる仕事の過重の問題にも直ちに影響してくると思ひます。したがって、この問題については、やはりただ行政機関同士だから協力する義務があるというのではなくて、やはり何か根拠がなければならぬ、こゝとすべきではないと思ひます。法務省のものにおける根拠があつてその事務がとられ、また根拠があつて行政官庁相互間の協力の問題もそこへ出てく

る。その点がはっきりせずにこれはやるべきではない、そう思ひますが、何か根拠があるかと思ひますが、その点いかがですか。

○平賀政府委員 ただいま申し上げましたように、国の行政機関それぞれ所管の業務があるわけですが、その所管の業務につきまして、他官庁から照会を受けた場合には、その照会に應じるというのが一般原則であらうと思ひますが、特に法律の明文はございせんけれども、当然協力可能なものにつきましては協力すべきであるということでは通知をいたしておるものでございます。なお、これはひとり税務署に對する関係だけではございせん、市町村に對しても通知することになっておりますが、これは地方税法に特に法律の規定がございまして、その規定の趣旨から言ひましても、税務署から照会がありました場合にはそれに回答するということは当然のことであらうと考えておる次第でございまして。

○坂本委員 当然の義務なんていうことでやたらこれをやるべきものではないと思ひます。たとえ裁判所においても証人調べなんかは、遠くに行くときにはそこに嘱託をする。それはやはり民事訴訟法に嘱託の規定があるわけですから、それに基いてやるわけなんです。したがって、事務の内容についてはあつて聞きますが、いやしくも行政官庁相互間において協力をするという場合は、具体的に、あるケース、ケースによつて、そうしてその照会があればその照会に對しては行政官庁の本質、あるいは事務の範囲内において回答をする義務があると思ひます。と

ころが、いま問題になつておる税通の問題というものが包括的であつては、いまいかかわからぬですが、昭和二十六年以来これを実行しているわけでしょう。全国の各登記所が実行している。そうするのにはやはり法的根拠がなければいかぬ。大蔵省あるいは市町村は包括的の照会をしておけば、それに對して日常所有権が移転するたびにそれを通知するといふように、やはり法の根拠がなければいけなかつたと思ひます。それがなくしてやるといふことは、やはり違法であるし、その事務を担当する者に対する事務の強化にもなる。こう思ひますが、その点についての御見解はいかがですか。

○平賀政府委員 これは私どもの日常の業務で始終起ることとございまして、他官庁から私どもの所管事項について照会がございまして、また私どものほうでも他官庁の所管事項について照会を発することがしばしばあるのであります。事務はただいま仰せのようにある特定の具体的な問題については多うございすけれども、これは必ずしもそういうものだけに限られるという趣旨ではございせん、一般的な事項について照会をすることも、これはあり得ることなのでございまして。そういう照会をして、回答をするという関係につきましては、何も法律の明文はないわけではございす、やはり国家機関相互間の協力ということで行なれておるわけではございす。ただ、この税務署に對する通知ということになりますと、これは事務量も相當の量にのほります、これが恒常的に行なわれるというところになります、登記所で所管しておりますところの他の業務にも影響があることとございす。

で、私どももいたしましては、法務局の現状、予算の状況、それから職員の仕事負担の量、そういうものすべてを勘案いたしまして、国税庁の依頼に應じて差しつかえないという判断に基づきまして、その協力をいたしておるものでございす。ただいま昭和二十六年からというお説でございす、先ほど申しましたように昭和三十六年から実施をいたしておるのではありません。

○坂本委員 大蔵省のほうはどういう法に基づいて、どういふ根拠に基づいて協力方を要請しておられるのか、その協力はどのような内容の協力ですか、それを承りたい。

○古田説明員 お答えいたします。国税庁のほうから昭和三十六年からただいまお願いいたしております。税通の問題についてお願いしておるわけですが、それはただいま法務省のほうからお答えがありましたように、われわれの一般的な照会に對して御回答をいたしたいということをお願いいたし、それで御回答をいただいております。こととございす。

務は職員として当然なことですから、それに加えて国税庁あるいは市町村に對する事務をやるというのについては、あまりにもこれは数が多いし、やはり毎年繰り返されるもので相当大量なもので、こういうふうな思ふわけでは、それから、そういうものは単なる概念的な官庁の協力ということで、その職務に当たる職員、公務員の事務について、これは過重になるかどうか考へなければならぬ。ただ所有権移転登記があれば当然これはやれといつても、何ら法の根拠もなくやることはできないと思ふのです。ですから、民事局長にお聞きしたいのは、この事務は一年間で相当多数にのぼると思ふのですが、昭和三十六年からやっておられるわけですから、三、四年間実施しておられるわけですから、一年間に何件くらいあるのですか。その点、いかがですか。

○平賀政府委員 年間通知します件数は、全国で約三百五、六十万件でございます。このように相当の量にのぼりますので、ただいま坂本先生のおっしゃることは非常にこともだと思ふのですが、実は先ほど申し上げましたように地方税法の規定がございまして、市町村に對してはすでに通知をいたしておるわけがございまして、国の税務署に對する通知も全く同一内容のものでございまして、様式なんかきめまして、通知書一枚つくるのを二枚よけいづくる、複写紙のカーボン印紙を使つておきますので、特に国の税務署に對する通知をするためにそれだけよけい手数がかるというのではなくて、市町村に對してつくりましますところの通知書と同じ内容のものをも一通よけいにつくるといふだけの手続なのでござい

ます。そういう関係で、国の税務署に對する通知をいたしまして、そのために特に登記所の負担が非常に増大することはないというのが真相なのでございまして。なお、法務局から通知をいたさないということになりますと、これは税務署のほうから職員を登記所に派遣されまして、税務署の職員が登記所にやつてまいりまして、登記の申請書を調べて抜き書きをしていくということになるわけがございまして、これも、国の財政全般の問題として、効率的に国の事務を処理していくという見地からいいますと、税務署からおいでになつて写してもらうよりも、こちらで登記の際にその書類を市町村に對して通知と一緒に送つて送つたほうがより能率的であり、経費もより少なくて済むということでもって、法務省におきましては国税庁の依頼に應じようということになつたわけがございまして。

○賀屋國務大臣 政府委員から大体お答え申し上げましたが、私も多少補充して申し上げておきたいと思ふのですが、坂本委員も、個々の要求があれば官庁相互の協力としておたえということも御容認になつておると思ふます。それで能率から申しますと、いま民事局長が申しましたように写しを全部送るほうがよほど簡略なんです。というのは、いま三百五十万と申しますと、その中で税務署が利用するものが五千から一万で、大体がむだになるものならば、こういふやり方はむだと思ふのです。ところが、不動産の移転ですから、いまだときは税務署で調べなければならぬものの数が非常に多いのですから、三百何十万という非常にたくさんな数を調べなければならぬ。それで、こちらから送れば、いま言ったようにどうせ市町村役場にやらなければならぬものから、一枚書くものを二枚、新たに一枚つくるのではないから、楽なんです。たいへん手数が違うのですから、複写で一枚をやるのですから、それをやめるとすると、税務署のほうから一々個々にあとから照会されたら、それこそ何日か前のものを、また新たに照会して帳面をひっくり返して写しをやることとなつたら、そのほうがよほど手間がかかる。ところが、税務署では、そういう書面照会を出す以外に何かあるかわからぬから行つてみたいと思ふ。そうすると、いま民事局長が申しましたように、少ない件数ならいいが、全体に大きい件数ですから、税務署員が一々法務局の出張所まで出張してくるということは非常に非能率で経費もよけいかかる。来て帳簿をひっくり返されるのを待たなければならぬ。これは複写を一枚やるどころの騒ぎじゃない。だからむしろ、いまの騒ぎじゃない。だからむしろ、いまのような個々の照会を包括的にあらかじめやつておいたほうが双方が非常に簡略でかつまた便利である。それを、いま申し上げたように何百万枚のうち五千枚か三千枚利用されるものなら、こういふことは申しませんが、大部分が利用されて、やらなければあとかから調べにこななければならぬものですか、そういう実務上のことを聞きますと、このやり方が一番なものである。それでまた一面は、お話しのように登記所の事務に従事しておる人の仕事が増えただけあるわけですから、それに対しては相当の人数の臨時雇いの他をいれまして負担の軽減の道も講じておるわけがございまして、どうも実際はこのやり方が、税務署にとりまして

も登記所にとりまして一番いいわけゆる仕事の簡素化にはなつておるのじゃないかと思ふ次第でございまして。

○坂本委員 御病氣の大臣から答弁を承るとは思つていませんでしたが、けつこうでした。

そこで問題は、事務の簡素化、そういう問題等もあるし、またこれは脱税等の問題もあると思う。そこで全国の登記所に、三百六十万件です、一万件とか二万件ではなくて、三百六十万件ものこの事務をやらせるなら、これまた時間がありせんからあとで詳しく聞きますが、臨時雇いの問題も多少考へておるようです、しかしこの臨時雇ひの人数なんかもごく少数でありまして、私なんかが見まして、これではやはりまだ登記所の職員の事務の非常な過重になるじゃないか、こういうふうにか考へられますから、ここに法務行政として私は問題を提起しているわけなんです。何でも大蔵省のほうでは千二百万を昨年の予算には組まれたと聞きますが、それはほんとうかどうか。それはどういふ費目で組まれておるか、そしてそれはどういふふうにして処置されておるか、その点を承つておきたい。

○平賀政府委員 ただいまのお尋ねの件でございまして、昭和三十八年度におきましては、国税庁のほうから予算の支出の委任を法務省が受けまして、これを処理しているものであります。支出委任を受けたのは、ただいま仰せのとおり千百万でございまして、その内訳を申しますと、用紙代が約三百十三万、貸金予算が約九百万でございまして、これは支出委任を受けてやつておるのでございまして、地方

税法に基づきまして市町村に登記所から通知をすることになつておるのでございまして、この関係の予算が実は合せて五十万円前後しか入つてないのでございまして。これは地方税法施行以來ずっとやつておるのでございまして、単に用紙代だけでございまして、五十万円の予算しか入つてないのでございまして。この地方税法に基づく市町村に對する通知は、やはり税務署に對する通知と同じ内容のものでございまして、これが相当手数がかるのにわづかに用紙代の五十万円前後しか予算がついてないというのが現在の実情なのでございまして。

○坂本委員 大蔵省のほうは……。

○吉田説明員 ただいま法務省のおつしやいましたと同じ数字でございまして。

○坂本委員 この予算は大蔵省の予算でしよ、いまの千二百万というのは大蔵省の予算であれば、どういふ費目を出してどういふふうによつておられるのか、それをお聞きしたい。

○吉田説明員 大蔵省の国税庁の予算で、法務省のほうに支出委任をした経費でございまして、内容は、ただいま法務省がおつしやいましたと同様に、九百万がアルバイトでございまして、三百万が紙代でございまして。

○坂本委員 この問題はもう少し資料もあつてから留保しておきまして、次の機会に譲りたいと思ひます。裁判所のほうもこの次に……。

○濱野委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は來たる三月三日午前十時に理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時四十九分散會